

1. 開示請求手数料

法人文書1件につき 300円

2. 開示実施手数料の例

法人文書の種類	開示の実施方法	開示実施手数料の額
文書又は図画	閲覧	100枚までごとにつき100円
	複写機により白黒又はカラーで複写したもののが交付	A3判以下の大きさの用紙1枚につき 白黒は10円、カラーは20円
電磁的記録	用紙に出力したものの閲覧	A3判以下の大きさの用紙100枚までごとにつき200円
	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとに410円
	用紙に白黒又はカラーで出力したもののが交付	A3判以下の大きさの用紙1枚につき 白黒は10円、カラーは20円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに 210円を加えた額

(注) 分量に応じて計算した額が300円に達するまでは無料、300円を超えるときは、300円を減じた額が開示実施手数料の額です。

3. 手数料の納付方法

- 窓口来所による現金納付
- 指定銀行口座への振込み

金融機関名 三井住友銀行 東京公務部

口座種別・番号 普通預金 · 0150972

口座名義人 独立行政法人勤労者退職金共済機構

- 現金書留

〒170-8055

東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル

独立行政法人勤労者退職金共済機構 総務部 総務課

開示実施手数料

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2 の項から 4 の項又は 8 の項に該当するものを除く。)	閲覧	100枚までごとにつき 100円
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもののが閲覧	1枚につき 100円に 12枚までごとに 760円を加えた額
	複写機により白黒又はカラーで複写したもののが交付	A3判以下の用紙1枚につき白黒は 10円、カラーは 20円
	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもののが交付	1枚につき 120円(縦 203ミリメートル、横 254ミリメートルのものについては、520円)に 12枚までごとに 760円を加えた額
2 マイクロフィルム	用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき 10円
	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 290円
	用紙に印刷したものの交付	A4判用紙1枚につき 80円(A3判については 140円)
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき 10円
	印画紙に印画したものの交付	1枚につき 30円(縦 203ミリメートル、横 254ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 390円
	印画紙に印画したものの交付	1枚につき 100円(縦 203ミリメートル、横 254ミリメートルのものについては、1,300円)
5 録音テープ(9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取	1巻につき 290円
	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき 430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 290円
	ビデオカセットテープに複写したもののが交付	1巻につき 580円

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとに410円
	用紙に白黒又はカラーで出力したもののが交付	用紙1枚につき白黒は10円、カラーは20円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ビデオカセットテープに複写したもののが交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
9 スライド及び録音テープ（別表1の5の項 又は6の項 に規定する場合におけるものに限る。）	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき 680円
	ビデオカセットテープに複写したものとの交付	5,200円（スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額）
備考 1の項、2の項 又は7の項 の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		